

<2012—2013年度>

第2回

キャビネット会議 資料集 【1】



2012年11月26日（月）

AP西新宿 5階「B+C会議室」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

2012～2013年度 330-A地区 一般会計収支報告書

(単位：円)

科 目		承認予算書	7/1～9/30収支	実行率
前期繰越収支		40,829,665	40,829,665	-
収 入 の 部		59,740,000	25,514,108	43%
1	地 区 費	32,520,000	15,258,480	47%
2	地区特別運営費	11,520,000	5,437,700	47%
3	国際本部交付金	500,000	75,752	15%
4	会議等登録料	15,180,000	4,480,000	30%
5	受 取 利 息	10,000	5,127	51%
6	雑 収 入	10,000	257,049	2570%
支 出 の 部		59,740,000	14,376,576	24%
A. ガバナー運営費		7,200,000	2,600,840	36%
1	ガバナー費	2,000,000	36,000	2%
2	贈 呈 費	4,500,000	2,545,415	57%
3	弔 意 表 敬 費	100,000	19,425	19%
4	複 合 等 関 係 費	100,000	0	0%
5	国際協会関係費	300,000	0	0%
6	OSEALForum費	200,000	0	0%
B. 会議等運営費		22,300,000	4,810,597	22%
7	キャビネット会議費	14,800,000	4,470,841	30%
8	委員会活動費	2,000,000	90,814	5%
9	PR情報活動費	3,500,000	158,957	5%
10	ITホームページ関係費	2,000,000	89,985	4%
C. 事務局管理費		29,900,000	6,708,571	22%
11	事務局員給与	15,500,000	2,683,814	17%
12	法定福利費	2,200,000	515,813	23%
13	福利厚生費	100,000	0	0%
14	交 通 費	550,000	125,570	23%
15	通 信 費	700,000	183,742	26%
16	印 刷 費	2,500,000	1,224,396	49%
17	事務消耗品費	350,000	51,077	15%
18	備 品 購 入 費	200,000	31,500	16%
19	運 賃 ・ 発 送 費	800,000	53,930	7%
20	O A 機 器 費	1,200,000	420,928	35%
21	家 賃	4,800,000	1,200,000	25%
22	営 繕 ・ 清 掃 費	200,000	38,678	19%
23	水 道 光 熱 費	600,000	110,278	18%
24	雑 費	200,000	68,845	34%
D. 予 備 費		340,000	256,568	75%
25	予 備 費	340,000	256,568	75%
当期収支差額			11,137,532	
次期繰越収支			51,967,197	

ライオンズ奉仕デー 中間収支

(1) 貸借対照表

2012年 11月 15日現在

単位：円

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	1,309,801	〈流動負債計〉	1,224,472
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	1,174,601	未払費用	1,224,472
未収入金	135,200		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	85,329
合 計	1,309,801	合 計	1,309,801

(2) 収支計算書

自 2012年 7月 1日

至 2012年 11月 15日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	4,321,269	〈収入計〉	4,406,598
[10/8ライオンズの集い]		協賛金	3,310,979
会場費	85,555	弁当代売上	21,000
音響設備・オペレーター	260,000	募金額	1,014,779
舞台装飾・テント	777,000	雑収入	59,840
横断幕作成・設営費	100,000	受取利息	
傷害保険料	30,000		
出演料	724,150		
配布教材	88,600		
自衛隊駐車代	20,000		
インカム	20,000		
弁当	130,200		
会議費	105,525		
雑費	2,100		
[10/20おながわ秋刀魚収穫祭]			
備品レンタル	76,650		
広報用パネル・写真	139,645		
事務用品	9,534		
弁当	250,000		
寄付金	1,500,000		
雑費	2,310		
残 高	85,329		
合 計	4,406,598	合 計	4,406,598

2012年12月 日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
各クラブ会長・幹事 様

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
ガバナー 阿久津 隆文

330-A地区第59回年次大会「ガバナーズ・アワード」申請書提出のお願い

来る2013年4月20日（土）に開催される330-A地区第59回年次大会における各種表彰につきましては、別添「表彰規定」に基づいて行います。

この表彰は原則として、各クラブより提出される申請により行います。

全クラブからの積極的な申請を「申請要項」に従って下記期日までに提出して頂きたいようお願い申し上げます。

記

●アワード申請について（詳細は別紙「申請要項」をご参照願います。）

1. アワード対象期間：2012年2月1日から2013年1月31日まで
2. アワードの種類と表彰基準は別添「表彰規定」の通りです。
3. アワード申請用紙は別添の通りA4版共通用紙に統一致します。

複数の申請をされる場合は本紙をコピーして下さい。

なお、別紙「申請要項」「記載要綱」に従って、申請内容は明確に記載して下さいますようお願い致します。

4. 申請書締切日

①各クラブ → ゾーン・チェアパーソンへの提出 : 2013年2月 8日(金)

②ゾーン・チェアパーソン → リジョン・チェアパーソンへの提出

: 2013年2月15日(金)

③リジョン・チェアパーソン → キャビネット事務局への提出

: 2013年2月22日(金)

5. 審査日程

①第一次審査 : 2013年3月 1日(金)

②最終審査 : 2013年3月 8日(金)

6. 審査報告

第3回キャビネット会議にて報告 : 2013年3月18日(月)

7. 表彰方法

アワード受賞クラブおよび受賞者に対する表彰は、2013年4月20日(土)開催の330-A地区第59回年次大会で行います。

330-A 地区第 5 9 回年次大会「ガバナーズ・アワード」申請要項

1. ガバナーズ・アワード対象期間：
2012年2月1日から2013年1月31日迄
2. 締め切り日：
各クラブ → ゾーン・チェアパーソンに提出 = 2013年2月 8日(金)
ゾーン・チェアパーソン → リジョン・チェアパーソンに提出
= 2013年2月15日(金)
リジョン・チェアパーソン → キャビネット事務局に必着
= 2013年2月22日(金)
3. 賞の種類と表彰基準および申請書記載方法を各賞毎に別添の通りと致します。
4. 申請方法について
 - ①整理の都合上、申請用紙は、別紙のA4版に統一します。
 - ②申請書1枚、説明追加用紙1枚、写真貼付の場合は用紙3枚以内（写真は全部で6枚以内）その他、表彰規定で指定された申請方法に従ってください。
 - ③申請用紙の左上の□に申請するアワード記号を記入し、「優秀賞申請書（クラブ・個人）」の欄にすべて申請アワード名を記入すると共に「（クラブ・個人）」のどちらかに丸をしてください。[例：○○○○優秀賞申請書]
 - ④ビデオテープ、CD等の添付はご遠慮願います。
5. 審査方法（スケジュール）
 - ①審査は賞の種類と表彰基準に基づき「各委員会」が中心となって公平な審査を行います。
 - ②原則として優秀賞は同一クラブで他部門との重複受賞はできません。
 - ③リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは担当地区内の申請に値するクラブおよび個人の申請をまとめ、公正な受賞が得られるよう充分配慮してください。
 - ④公正な選考を行うため、一部メンバーの要請、折衝等をご遠慮願います。
 - ⑤具体的な審査は「審査会」を設け、日時を改め事務局で行い決定致します。
6. ガバナーズ・アワード申請に関するお問い合わせ
330-A地区政策・中長期計画委員会 L○○○○（携帯）

[A：運営部門]

対象者

A1：会員増強優秀賞

クラブ・個人

☆アワード対象期間中に、正会員の純増したクラブを対象に相対主義で審査の上贈呈します。
 ＊正会員をスポンサー（新クラブ結成含む）した個人についても同様審査の上贈呈します。
 ＊家族会員は含みません。

ア) クラブの場合

アワード対象期間中（平成24年2月1日から平成25年1月31日）純増
入会正会員 名 - 退会正会員 名 = 純増正会員 名

イ) 個人の場合（スポンサー毎に記載して下さい）

スポンサー名 L
入会者数 名
新入会員名 L
入会年月日 年 月 日

A2：クラブ活性化優秀賞

クラブ

☆クラブ活性化を主眼に、画期的な取り組みを行って成果を上げたクラブに贈呈します。
 ☆移動例会・スポンサークラブとの合同例会並びに周年行事を通じて姉妹提携クラブとの関係強化ならびに新しく姉妹提携の実績を上げたクラブに贈呈します。

要掲載（開催した場所・日時、新規姉妹提携を行ったクラブ名等）

A3：エクステンション優秀賞

クラブ・個人

☆新クラブ結成並びに認証状伝達式に寄与したクラブ又はガイディングライオンとして指導力を発揮した個人に贈呈します。

要記載（結成したクラブ名・結成会及び認証状伝達式の開催日と場所ならびにガイディングライオンとして認定された記録等を記載して下さい）。

- ◇ 新クラブ名
- ◇ 結成年月日 年 月 日
- ◇ 認証状伝達式の年月日 年 月 日
- ◇ 合同でのスポンサークラブがあればクラブ名列記 クラブ名

A4：ライオンズカード推進優秀賞

クラブ

☆ライオンズカードの普及に努力し、登録メンバーを多数獲得し、利用の効能を説き、アクティビティ資金獲得に貢献したクラブに贈呈します。

A5：家族会員推進優秀賞

クラブ

☆アワード対象期間中に、家族会員が純増したクラブを対象に相対主義で審査の上贈呈します。

A 6：会員指導力育成優秀賞

クラブ・個人

☆創意工夫のもと、例会・アクティビティ活動・勉強会（コミュニケーション等）を通じて会員指導を行ったクラブに贈呈します。

☆キャビネット主催・協賛の行事及びセミナーに積極的に参加したクラブ及び個人に贈呈します。

A 7：広報優秀賞

クラブ

☆クラブ会報の発刊、マスメディアを通じてライオンズクラブの活動を広くPRしたクラブに贈呈します。

要記載（発刊の歴史と実績、配布先、掲載された新聞等のコピー等を添付して下さい）

A 8：IT合理化・事務局緊急対応優秀賞

クラブ

☆3. 11東日本大震災の経験を踏まえ、クラブ内に危機管理体制を構築したクラブに贈呈します。

☆HP・メール・SNS等を利用し定期的に伝達等の訓練を実施しているクラブに贈呈します。

要記載（危機管理マニュアルを添付して下さい）

A 9：敬寿賞

個人

ア) 傘寿賞

本年度（平成24年7月1日から平成25年6月30日）の間に満80歳になれたグットスタンディングの正会員・終身会員の方に贈呈します。

但し、過去の年次大会で受賞されました方は対象にはなりません。

要記載

◇ 氏名 _____ L

◇ 生年月日 _____ 明治・大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

*該当者が複数の場合は、個別にご記入下さい。

イ)：卒寿賞

本年度（平成24年7月1日から平成25年6月30日）の間に満90歳になられたグットスタンディングの正会員・終身会員の方に贈呈します。

但し、過去の年次大会で受賞されました方は対象になりません。

要記載

◇ 氏名 _____ L

◇ 生年月日 _____ 明治・大正 _____ 年 _____ 月 _____ 日

*該当者が複数の場合は、個別にご記入下さい。

A 10：ホーム例会 100%出席賞

個人

☆アワード対象期間中、各ホームクラブの例会にメイキャップ無しで100%出席した個人の方全員に贈呈します。

『B：アクティビティ部門』

対象者

B 1：青年アカデミー優秀賞

個人

☆積極的な例会訪問を行う事により、「参加意識の向上」が図られ「奉仕活動への情報交換」等を行った、入会10年未満もしくは50歳以下のメンバー（個人）に贈呈します。

（対象期間）

平成24年7月1日から平成25年1月31日までの期間

B 2：青少年育成優秀賞

クラブ

☆ 青少年健全育成に貢献したクラブに贈呈します。

☆ レオクラブをサポートしたクラブに贈呈します

要記載（活動実績・規模、団体等を記入して下さい）

B 3：薬物乱用防止優秀賞

クラブ

☆ 薬物乱用防止キャンペーン等地域社会を巻き込んだの活動や学校等薬物乱用防止啓蒙活動をされたクラブに贈呈します。

☆ 認定講師の増員および講師の講演等により薬物乱用防止の啓発活動や麻薬撲滅活動を積極的に進めたクラブに贈呈します。

要記載（講演回数・参加人数・奉仕人数等を記載して下さい）

*但し、ゾーン等にて活動を行った場合は、ゾーンを対象に表彰します。

B 4：YE優秀賞

クラブ・個人

☆ YEプログラムに積極的に参加し、伝統的なライオンズクラブの活動を支援したクラブ及び個人に贈呈します。

☆ 来日、青少年のホームステイに協力したホスト家庭・ホストクラブに贈呈します。

要記載

（来日生のホームステイに協力したホスト家庭・クラブ名、来日生の氏名・ホスト期間・ホスト実績の内容等をご記入下さい）

B 5：LCIF優秀賞

クラブ

☆ LCIFを活用してアクティビティを実践したクラブに贈呈します

☆メルビン・ジョーンズ・フェロー受賞者が多数あったクラブに贈呈します。

要記載

（LCIF交付金申請書のコピーを添付して下さい）

（メルビン・ジョーンズ・フェロー受賞者の名前を列記願います）

B 6：国際協調優秀賞

クラブ

☆国際協調、国際交流（姉妹提携含む）等に顕著な活動をしたクラブに贈呈します。

☆難民支援、国連支援、モンゴル支援等国际支援に顕著な貢献をしたクラブに贈呈します。

*但し、YE関連・大会参加関連は対象から除外します。

要記載（パンフレット等活動が分かるものがありましたら添付して下さい）

B 7：献眼・献腎・臓器移植優秀賞

クラブ・個人

☆ 献眼・献腎・臓器移植推進の為、顕著な活動をしたクラブ（特に初めて取り組んだクラブ、新たなアクティビティにチャレンジしているクラブ）に贈呈します。

☆ 献眼・献腎・臓器移植をなさったメンバー又はご遺族に贈呈します。

要掲載（クラブ）

献眼・献腎・臓器移植の活動をされた場合はその実績（実施日・回数・ら棚加人数・登録実績等

要記載（個人）

メンバー及び配偶者が献眼・献腎をなさった場合は、メンバー又は遺族に贈呈致します。

a. 御氏名

b. 実行年月日

c. 実施病院名

但し、プライバシー保護の為、記入可能な事項でも結構です。

B 8：献血・骨髄移植推進優秀賞

クラブ・個人

ア) 献血

☆ 献血活動を積極的に活動したクラブおよび個人に贈呈します。

要記載（クラブ） 献血活動実施日・実施場所・年間実績・参加人数・継続年数等をご記入下さい。

要記載（個人） 奉仕回数・献血回数（日赤発行の献血手帳の写し）等具体的にご記入下さい。

イ) 骨髄移植推進

☆ 骨髄移植ドナー登録の啓蒙活動を積極的に活動したクラブおよび個人に贈呈します。

要記載（クラブ）

ドナー登録実施の場所と回数・実績等を具体的にご記入下さい。

* ドナー登録会説明員がクラブにいる場合は、参考の為に記入下さい。

B 9：社会福祉・障害者支援優秀賞

クラブ

☆ 行政及び地域社会と連携し、犯罪や災害の被害者支援等の対応に参画しているクラブに贈呈します。

☆ 視覚障害や聴覚障害、その他の障害者支援活動に顕著な貢献をしたクラブに贈呈します。
（盲導犬育成支援・聴導犬育成支援・介護犬支援・ガイド支援等）

☆ 障害者の社会参加への支援、障害者福祉運動に対する活発な活動、社会福祉活動を通じて地域社会に貢献したクラブに贈呈します。

☆ 東京都障害者スポーツ大会等、障害者のスポーツ大会参加や大会開催支援に貢献したクラブに贈呈します。

☆ 児童擁護や児童福祉等に対して積極的な支援活動をされたクラブに贈呈します。

☆ 知的障害者や精神障害者に対して積極的な支援をされたクラブに贈呈します。

要記載（実績：奉仕内容・参加人数・継続回数・奉仕金額等を記入して下さい。）

B 1 0 : 高齢者福祉優秀賞

クラブ

☆高齢者福祉施設及び地域の高齢者の為に、奉仕活動を展開しているクラブに贈呈します。
要記載（奉仕内容・施設名・奉仕回数・参加人数等を記載して下さい）

B 1 1 : 環境保全優秀賞

クラブ

☆地域に密着した環境保全の実践（行政との合同含む）並びに前国際会長が推進する植樹に積極的に参加したクラブに贈呈します。
特に、長期に渡り植樹事業を展開し地域社会から歓迎されていることが大きなポイントです。
要記載（〇〇並木・〇〇通り等地域で容認されている事例がありましたら書き添えて下さい）

B 1 2 : 緊急アラート優秀賞（東日本大震災は別枠）

クラブ

☆行政及び地域社会と連携し、緊急災害の対応に参画しているクラブに贈呈します。
上級救命技能取得を積極的に啓蒙推進し、取得者拡大の実績を上げたクラブに贈呈します。
要掲載（行政機関名・施設、器具寄贈の明細をご記入下さい）

B 1 3 : 国際大会参加優秀賞

クラブ・個人

☆国際大会参加推進をアピールする為に、アワード対象期間中に以下の内容にて優秀なクラブ・個人に贈呈します。

ア. O S E A L 参加者については1名参加で1ポイント

イ. 国際大会参加者については1名参加で2ポイント

ウ. 国際大会において代議員を出したクラブに特別枠として10ポイント

エ. セミナー等に参加し研鑽を積んだメンバーに3ポイント

各大会参加者の合計ポイントで評価致します。

B 1 4 : 年次大会優秀賞

クラブ

☆第58回年次大会に例会振替など積極的に参加したクラブに贈呈します。

『ガバナー特別賞』

特別賞は、クラブからのガバナーズ・アワード申請によらず地区運営に顕著な活動をされたクラブ・リジョン・ゾーン・地区委員会及び個人に贈呈されます。

- a. キャビネット役員でキャビネット運営に著しく貢献された個人に贈呈します。
- b. キャビネット役員以外で、キャビネット運営に多大な協力をされた個人に贈呈します。
- c. 今年度ガバナー方針に積極的に協力されたクラブ・個人に贈呈します。
- d. ガバナーの諮問に貢献した委員会に贈呈します。
- e. オリンピック・パラリンピック招致支援活動をされたクラブ又は個人に贈呈します。
- f. 東日本大震災復興支援で顕著な活動をされたクラブ又は個人に贈呈します。
- g. ライオネスクラブ・レオクラブでライオンズクラブに貢献したクラブに贈呈します。
- h. その他

以上、創造性のあるライオンズクラブらしい活動を申請されることを願っています。

刺激ある皆様の活動は共鳴、感動として地区活性化に反映するものと確信致します。

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と 一般社団法人 330-A 地区支援会間の人的・物的連携に関する規定【案】

- 第1条 ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区（以下単に甲という）の地区運営費の節約及び運営上の便宜のために、キャビネット事務局用事務所の所有等の目的で 一般社団法人 330-A 地区支援会（以下単に乙という）を設立したことに伴い、甲と乙とが綿密な人的・物的連携関係を構築し、もって両者の共存共栄を図ることを目的として、本規定を制定する。
- 第2条 乙の理事は、甲の現・前地区ガバナー・幹事・会計・事務局長・委員長又は理事経験者のうちから、現地区ガバナーにおいて推薦する。
- 第3条 乙の代表理事は、甲の前地区ガバナー・幹事・会計・委員長又は乙の理事を経験した者の中から推薦される。
但し、初年度は現地区ガバナーとする。
同監事は、少なくともその1名は、甲の現副地区ガバナーが就任する。
- 第4条 甲は、乙がキャビネット事務局用物件を取得するための資金に充当するため、甲所属の各ライオンズクラブ及びそのメンバーから資金を借り入れることを承認する。
- 第5条 甲キャビネット事務局の事務所は、乙において選定・提供した物件をもってこれに当て、他の場所に設置しない。
- 第6条 甲・乙間に生じる各種運営上の事項を協議するため、甲に特別の委員会を設置する。
本規定を改定・廃止するときは、特別の委員会における協議・可決を経るものとする。

附則

1. 本規定は、平成17年1月24日から施行する。
2. 本規定の改定・廃止は、キャビネット会議の決議による。

改定

1. 平成20年4月19日代議員総会において、第2条・第3条・第6条・附則2を改定し、同日施行する。

330-A地区第59回年次大会議事規則【案】

1. 330-A地区第59回年次大会は、大会に参加した地区内、現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会及びキャビネット委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長及び副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 決議委員会
(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)
 - (ア) 政策・中長期計画/会則・会員・組織連携/法人化検討推進分科会
 - (イ) 経理分科会
 - (ウ) 会員増強/クラブサクセス/エクステンション/
家族会員・ライオンズカード推進分科会
 - (エ) 指導力育成/青年アカデミー分科会
 - (オ) 広報/IT合理化・事務局緊急対応分科会
 - (カ) アクティビティⅠ分科会 (LCIF、国際協調、国際大会参加)
 - (キ) アクティビティⅡ分科会 (環境保全、緊急アラート)
 - (ク) アクティビティⅢ分科会 (青少年・レオ・ライオンズクエスト、薬物乱用防止、YE、
オリンピック・パラリンピック招致支援)
 - (ケ) アクティビティⅣ分科会 (献眼・献腎・臓器移植、献血・骨髄移植推進、
社会福祉・障がい者支援)
5. 代議員及びキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会及び分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は議長の裁定するところによる。

8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席した全ての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会及び分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナー、次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(e)項が適用される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条7項により、解決する。
 - (2) 次期第1副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一/準/複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (オ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (3) 次期第2副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際付則第9条6(d)項が適用され、地区(単一/準/複合)の会則および付則に従って補充される。
 - (エ) 同数得票の場合は、国際附則第9条第7項により、解決する。
 - (オ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行う。
 - (カ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。
2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせ又は投票させないことを目的として次の行為をしてはならない。
 - (1) 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - (2) クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - (3) 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - (4) 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすること。
 - (5) 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - (6) 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。

- (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。
- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第15条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第16条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第17条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第18条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は20人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第19条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第20条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第21条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第22条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適當の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第23条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年 1月17日一部改定。
5. 平成18年 4月22日一部改定。
6. 平成19年 3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。
8. 平成21年11月 6日一部改定。

9. 平成22年11月 8日一部改定。
10. 平成23年 6月13日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名ときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

2013-2014年度 地区ガバナー、第1副地区ガバナー及び第2副地区ガバナー
代議員会における選挙に関する事項【案】

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第59回年次大会議事規則並びに地区ガバナー、副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

- (ア) 本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は_____名とする。
- (イ) クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等の代議員有資格者は_____名とする。

2. 代議員証

- (ア) 上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。
- (イ) 代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席／登録

- (ア) 代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。
- (イ) 代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。
- (ウ) 登録受付時間は、9時00分より9時50分までとする。
- (エ) 代議員会は、10時10分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時50分までには登録手続きを済ませること。
9時50分には、登録受付は停止する。
代議員会場入口は、10時00分に閉鎖する。
- (オ) (エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。
- (カ) 代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

4. 代議員会場

- (ア) 会場では予め指定された、各分科会席に着席する。
- (イ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー・第1／第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の構成員は代議員会に立ち入ることができる。
- (ウ) 代議員会には、代議員以外の入場はできないが、資格審査委員会、議事運営委員会、決議委員会、年次大会事務局、年次大会部会の各構成員は、議長の承認の下、代議員会に立ち入ることができる。
- (エ) 代議員以外の代議員会立ち入り者は、議長の許可を得て発言することができる。

5. 公開討論会または立会演説会

- (ア) 投票日は、年次大会当日とする。
- (イ) 立候補者が複数の時、公開討論会または立会演説会を1回以上実施する。
- (ウ) 「地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

(エ) 公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

(ア) 議長は、次期ガバナー立候補者、次期第1副地区ガバナー立候補者、次期第2副地区ガバナー立候補者を会場において紹介する。

(イ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。

(ウ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。

(エ) 投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。

ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る。

(オ) 次の投票は無効とする。

① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの

② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの

③ 複数の候補者に○印を記載したもの

④ ○印以外の記号および他事を記載したもの

⑤ その他「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの

(カ) 投票は「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。

(キ) 各候補者は所属クラブ1名及び候補者の推薦する1名の代議員でない立会人を指名し、選挙管理委員会の承認の下、開票に立会うことが出来る。

(ク) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し直ちに開票を始める。

(ケ) 投票の立会人は、開票に立会うことが出来る。

(コ) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。

(サ) 過半数の得票の候補者を当選とする。

ここで過半数とは(オ)①～⑤で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。

(シ) 過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。

再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。

(ス) 「地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。

(セ) 代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する一切の行為を禁止する。

7. 結果発表

(ア) 投票の結果発表は、再開代議員会において議長が行う。

以上

2012年12月 日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
クラブ会長・幹事 各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第59回年次大会
大会会長/地区ガバナー

阿久津 隆 文

大会委員長/元国際理事

L 山 浦 晟 暉

330-A地区第59回年次大会・一括書類送付について

2013年4月20日(土)東京プリンスホテルにおいて開催の『330-A地区第59回年次大会』に関する一括書類をご送付致しますので、メンバー各位にご通知いたしますようお願いいたします。

年次大会関係書類は各クラブに1部ずつお送りいたしますので、必要に応じメンバー各位に、ご回覧又はコピーを配布くださるようお願いいたします。

なお、パンフレットを同封させていただきます。

ライオネスクラブ、レオクラブのスポンサークラブにおかれましては、併せてライオネスクラブならびにレオクラブのメンバー各位を年次大会へお誘いいただきますようお願いいたします。

※一般会員参加申し込み手続きは、

お手数でも貴クラブ分をお取りまとめ頂き、eMMR-サバンナにてご登録下さい。

最終申込は3月31日(日)を締め切りといたします。

また同日以降のキャンセルが生じた場合は、貴クラブにて費用のご負担をお願いいたします。

同文送付先： 前地区ガバナー、第1・第2副地区ガバナー、キャビネット正副幹事・会計、GMT・GLTコーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、各委員会委員長、会計監査委員、第59回年次大会委員会、ライオネスクラブ会長、レオクラブ会長

2012年12月 日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
クラブ会長・幹事各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第59回年次大会
大会会長/地区ガバナー
阿久津 隆 文
大会委員長/元国際理事
L山 浦 晟 暉

『330-A地区第59回年次大会』参加についてのご説明とご依頼

「330-A地区第59回年次大会に関する書類」をご送付いたします。
4月20日（土）の本年次大会では、「**代議員会**」（次期地区ガバナーおよび第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出のための投票、各分科会審議、大会決議）その後「**大会式典**」「**晩餐会**」が行事予定として開催されます。
※レオ・ライオネスクラブ会員、並びに会員以外の一般参加者(ライオン以外)のみ添付の『330-A地区第59回年次大会「式典」「晩餐会」登録票』にてご提出願います。
※今年度は参加者数を下記表のように予定致しております。
各クラブのご協力を宜しくお願い申し上げます。
※振込先につきましては、パンフレットに記載されておりますのでご参照ください。

日 時	プログラム	参加資格	登 録 料	参加者予定数
4月20日（土） 東京プリンスホテル	代議員会総会 次期地区ガバナー および第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出 各分科会審議 大会決議	代議員	11,000円 (大会式典登録料を含む)	<u>約490名</u> 国際会則付則第9条第3項に基づき 1年1日以上在籍の 会員10名当たり 1名 (端数の場合は過半数)
		一般会員、 レオ・ライオネス並びに 同伴者	5,000円	例会振替等により大勢のメンバーの参加をお願いいたします。
4月20日（土） 東京プリンスホテル	大会式典	家族会員 (親会員除く)	2,500円	
4月20日（土） 東京プリンスホテル	晩餐会	代議員、 一般会員、 家族会員、 レオ・ライオネス並びに 同伴者	10,000円	<u>約400名</u> 楽しい企画を 考えております。

※本年次大会が成功裡に開催されますよう、多数のご参加をよろしくお願いいたします。

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
クラブ会長・幹事各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
第59回年次大会
大会会長/地区ガバナー
阿久津 隆 文
大会委員長/元国際理事
L山 浦 晟 暉

330-A地区第59回年次大会「各クラブ代議員氏名」登録について

4月20日(土)に開催の330-A地区第59回年次大会の代議員について、下記要領により **eMMR-サバンナ**にてその氏名のご登録をお願いいたします。

記

- (1) 地区年次大会は、地区ガバナー、その他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナーおよびクラブから正式に派遣される代議員をもって構成されます。
- (2) 代議員派遣定数の算定について
 - ① 単一クラブより正式に派遣される代議員の定数は、少なくとも1年と1日クラブに在籍しているメンバー10名当たり1名の割合とし、端数は過半数とします。
例) …45名の会員の場合は5名の代議員となります。
正代議員欠席の場合は、補欠の方のご出席をお願いいたします。

2012年3月1日以降に入会又は転入されたメンバーが在籍する場合は、代議員派遣定数の算定の際、1年と1日クラブに在籍しているメンバー数にカウントしないようご注意ください。
 - ② 派遣される代議員の在籍年数は1年と1日以上です。
 - ③ 会員数は国際会則に「大会開催前月1日付国際本部の記録に示された」と規定されておりますので、2013年3月1日時点の予想会員数より算定してください。
なお、この期間中に結成された新クラブは、3月1日(金)までに必ずご連絡ください。
改めて追加調整いたします。
- (3) 各クラブより派遣される代議員の登録については、クラブ会長を優先してご登録のお願いをいたします。なお、キャビネット構成員(GMT・GLTコーディネーター、RC、ZC、委員長)は代議員総会及び分科会の委員長、副委員長等をお願い致しますので、できるだけ代議員のご登録をお願いいたします。

地区の大会において代議員となる会員の種類は、正会員、終身会員(正会員の義務を果たしている場合)、優待会員となっております。
そのうち、(3)に該当する方々を優先してご登録をお願いいたします。

- (4) 「大会議事規則第5項」の規定により代議員の委員会および分科会の所属は、議長がこれを定めることになっていますが、各クラブよりの代議員氏名はeMMR-サバンナ

により、希望の分科会欄にご登録ください。

なお、案件、分科会の定数、会場その他の都合により、お申込みの通りにならない場合もありますので、予めご了承ください。

※元ガバナー、RC、ZC、委員長についてのご登録は、別紙の通りの各分科会にご登録をお願いいたします。

※複数名の代議員登録については、ご登録分科会が重複しないようお願いいたします。

(5) 提出議案のあるクラブは、審議される分科会に提案説明者を必ず代議員として、登録してください。

(6) 代議員登録は、eMMRーサバンナをご使用ください。
2013年2月18日(月)締め切りで、ご登録願います。

(7) 締切日までに登録した代議員については、資格審査委員会において資格を確認し「代議員証」を各クラブ会長あて送付しますので、クラブ会長は署名のうえ、各代議員にお渡しください。
代議員各位は出席の際、必ず受付で再確認を受けてください。

【代議員数算定手順_参考】

- ① 2013年3月1日時点の予想会員数にて 1年と1日在籍の会員数を算定する。
↓
- ② その内、10名につき1名の人数を算定する。
↓
- ③ クラブ内に地区ガバナー、元地区ガバナーが在籍されている場合は、その人数を加える。

① 3/1時点で1年と1日 在籍人数	② その内、10人につき1名の 選出可能な代議員数	③ ガバナー、元地区ガバナー が在籍の場合は、その人数	選出代議員数
0名～14名	1	1	2
15名～24名	2	2	4
25名～34名	3	0	3
35名～44名	4	0	4
45名～54名	5	0	5
55名～64名	6	0	6
65名～74名	7	0	7

例
例

国際会則付則第9条 地区大会及び選挙 第3項に基づき、

※ 新しく結成されたクラブからも代議員を1名派遣することができます。

※ 10名に満たないクラブからも代議員を1名派遣することができます。

第59回年次大会 各種登録についての注意事項とお願い

*** 【代議員登録】に関して ***

- 1 各クラブから派遣される代議員の定数外構成員は・・・
 地区ガバナー、国際協会役員、元国際理事、前・元地区ガバナーですので、
 必ず登録をしてください。 **【表1参照】**

阿久津隆文(東京赤坂)	L山浦晟暉(東京新宿)	L石井征二(東京八王子陵東)
L河合悦子(東京みやこ)	L今井三和(東京京橋)	L大石 誠(東京数寄屋橋)
L岡野忠生(東京日本橋)	L飯田善彦(東京荒川)	L森山 勇(東京立川)
L中村保彦(東京上野東)	L中島洋吉(東京柳橋)	L中野 了(東京渋谷)
L小坂哲瑯(東京日比谷)	L見上良也(東京愛宕山)	L富田純明(東京目黒)
L塩田勇昭(東京巣鴨)	L菅原雅雄(東京堀留)	L宇田川雄弘(東京練馬)
L池崎道男(東京)	L渡辺豊隆(東京紀尾井町)	L山口桂造(東京上野)
L森田浩一郎(東京上野)		

- 2 代議員を辞退していただきたい方は以下の方々です

☆ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー指名選挙委員会 委員長・副委員長 **【表1参照】**
 ☆地区選挙管理委員会 委員長・副委員長・委員(上記兼務)

L浅野憲一(東京青山)	L瀧川清人(東京吉祥寺)	L山田健一(東京福生)
L廣谷慎一(東京赤坂)	L衣笠博介(東京桜門)	L木下榮弘(東京荒川西)
L横山莊司(東京目白)	L黒澤清和(東京目黒)	L竹本裕美(東京新宿東)

☆第59回年次大会 大会事務局 事務局長・副事務局長・副幹事
 (キャビネット事務局長・副幹事・副会計) **【表2参照】**

L梶原正和(東京小金井)	L高尾省吾(東京葵)	L阿部かな子(東京ワッドレット)
L浅井洋一郎(東京新橋)	L上野繁幸(東京江戸川)	L井田祐樹(東京荒川)
L中村安次(東京巣鴨)	L荻野桂一(東京神楽坂)	L山本康弘(東京世田谷)
L宇田川直子(東京中野)	L吉田宗一郎(東京武蔵野)	L鈴木順一(東京八王子陵東)

☆地区第59回年次大会委員会 副委員長・委員・スペシャルアドバイザー **【表2参照】**

L屋代誠一(東京日本橋)	L高桑昌彦(東京数寄屋橋)	L杉浦昭和(東京新宿)
L渡辺 豊(東京新都心)	L中山省吾(東京中央)	L田野倉和己(東京立川)
L戸花靖典(東京立川)	L戸田一朗(東京麻布)	

☆第59回年次大会 会場/式典/晩餐/登録/記録/アワード/接待
 各所属部会員 **【表2参照】**

各部部长	各副部部长	各部会員
------	-------	------

3 分科会の登録について

第59回年次大会議事運営構成員のうち、下記の委員会構成員は、指定された分科会にご登録をお願いいたします。【表1参照】

議事運営委員会	委員長・副委員長・顧問
決議委員会	委員長・副委員長・顧問

第59回年次大会議事運営構成員のうち、下記の分科会構成員は、指定された分科会にご登録をお願いいたします。【表1参照】

政策・中長期計画／会則・会員・組織連携／法人化検討推進分科会	委員長・副委員長・顧問
経理分科会	委員長・副委員長・顧問
会員増強／クラブサケス／エクステンション／家族会員・ライオンズカード推進分科会	委員長・副委員長・顧問
指導力育成／青年アカデミー分科会	委員長・副委員長・顧問
広報／IT合理化・事務局緊急対応分科会	委員長・副委員長・顧問
アクティビティⅠ分科会	委員長・副委員長・顧問
アクティビティⅡ分科会	委員長・副委員長・顧問
アクティビティⅢ分科会	委員長・副委員長・顧問
アクティビティⅣ分科会	委員長・副委員長・顧問

※議事運営構成表【表1】にお名前記載がある方で、クラブから代議員登録をされない場合は、「代議員ホスト」として分科会にご出席いただきますので、代議員ホストのご登録をお願いいたします。
当日は代議員ホスト受付を設置いたします。

*** [式典]及び[晩餐会]に関して ***

1 「式典」及び「晩餐会」にご登録いただきたい役員は次の皆様です。

前地区ガバナー・元地区ガバナー・副地区ガバナー
330複合地区委員会（委員長・副委員長・委員）
GMT/GLTコーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、会計監査委員
キャビネット各委員会（委員長・副委員長・委員）
第59回年次大会 各部会【表2参照】（部会長・副部会長・部会員）
キャビネット幹事団（事務局長・正副幹事・正副会計）
各クラブ（会長、幹事、会計 他）

※アワード受賞のクラブ及び個人の皆様には「式典」にご登録をお願いいたします。

330-A地区 第59回年次大会 議事運営構成表 (案)

【表1】

議長 (大会会長) 阿久津隆文 大会幹事 藤井 清一
 副議長 (大会副会長) 鈴木 定光 大会会計 細川 孝雄
 副議長 (大会副会長) 塩月藤太郎

委員会	委員長		副委員長		顧問	
資格審査	阿久津 隆文 (地区ガバナー)	赤坂	藤井 清一 (キャビネット幹事)	桜門	中野 了 (元地区ガバナー)	渋谷
			細川 孝雄 (キャビネット会計)	赤坂		
			渋川 嘉秋 (年次大会登録部会部会長)	江東南		
			花岡 光生	葵		
			瀧 實	高輪		
			加藤 宣雄	調布		
議事運営	奥山 慎 (8R・RC)	駒込	岩城 正明 (会員増強委員会委員長)	千代田	菅原 雅雄 (元地区ガバナー)	堀留
			戸部 研一 (青年アカデミー委員会委員長)	数寄屋橋		
			蓮沼 建治 (青少年・レオ・ライオンズクエスト委員会委員長)	江戸川南		
			島田 益吉 (献血・骨髄移植委員会委員長)	さぎそう		
			宮本 慶文 (緊急アラート委員会委員長)	荒川西		
			杉山 南見夫 (法人化検討推進委員会委員長)	青梅		
地区ガバナー、 第1及び 第2副地区ガバナー 指名・選挙	浅野 憲一 (会則・会員・ 組織連携委員会 委員長)	青山	瀧川 清人 (会則・会員・組織連携委員会副委員長)	吉祥寺	山浦 晟暉 (元地区ガバナー)	新宿
			山田 健一 (会則・会員・組織連携委員会副委員長)	福生		
			廣谷 慎一 (会則・会員・組織連携委員会委員)	赤坂		
			衣笠 博介 (会則・会員・組織連携委員会委員)	桜門		
			木下 榮弘 (会則・会員・組織連携委員会委員)	荒川西		
			横山 莊司 (会則・会員・組織連携委員会委員)	目白		
			黒澤 清和 (会則・会員・組織連携委員会委員)	目黒		
			竹本 裕美 (会則・会員・組織連携委員会SPA)	新宿東		
				渡辺 豊隆 (元地区ガバナー)	紀尾井町	

委 員 会	委 員 長		副 委 員 長		顧 問	
決 議	橋 薫 (3 R・RC)	麴町	高橋 芳子 (1 R・RC)	みやこ	小坂 哲瑯 (元地区ガバナー) 森田 浩一郎 (元地区ガバナー)	日比谷 上野
			和田 昇三 (2 R・RC)	堀留		
			上野 滋朗 (4 R・RC)	法政		
			石田 健 (5 R・RC)	江戸川東		
			北條 章宏 (6 R・RC)	上野		
			内田 照男 (7 R・RC)	志村		
			奥山 慎 (8 R・RC)	駒込		
			西村 茂行 (9 R・RC)	目黒		
			中江 勁 (10 R・RC)	代々木		
			山岡 祥宏 (11 R・RC)	新都心		
			中山 道則 (12 R・RC)	町田クレイン		
			大塚 鍼一 (13 R・RC)	小平		
吉岡 忠 (14 R・RC)	瑞穂					

分科会	委員長		副委員長		顧問					
政策・中長期計画/ 会則・会員・組織連携/ 法人化検討推進	和田 昇三 (2R・RC)	堀留	草川 重良 (2R-1Z・ZC)	京橋	石井 征二 (元地区ガバナー)	八王子陵東				
			木下 満 (2R-2Z・ZC)	銀座						
			大津 邦芳 (14R-1Z・ZC)	八王子中央						
			野崎 進 (14R-2Z・ZC)	秋川	中野 了 (元地区ガバナー)	渋谷				
			橋本 光祥 (政策・中長期計画委員会委員長)	豊新						
			杉山 南見夫 (法人化検討推進委員会委員長)	青梅						
経理	大塚 鉞一 (13R・RC)	小平	遠山 俊男 (13R-1Z・ZC)	横田	山口 桂造 (元地区ガバナー)	上野				
			菊池 清一 (13R-2Z・ZC)	西東京			河合 悦子 (元地区ガバナー)	みやこ		
			守谷 光正 (会計監査)	大森					高橋 芳子 (1R・RC)	みやこ
			渡辺 忠司 (会計監査)	杉並東						
会員増強/ クラブサクセス/ エクステンション/ 家族会員・ライオンズカード 推進	日下 勲 (地区GMT コーディネーター)	成城	芳澤 幸男 (1R-1Z・ZC)	千代田	山浦 晟暉 (元地区ガバナー)	新宿				
			奥田 正夫 (1R-2Z・ZC)	番町			大石 誠 (前地区ガバナー)	数寄屋橋		
			鈴木 令子 (1R-3Z・ZC)	蒼天					森田 浩一郎 (元地区ガバナー)	上野
			岩城 正明 (会員増強委員会委員長)	千代田			上野 滋朗 (4R・RC)	法政		
			佐々木 洋文 (クラブサクセス委員会委員長)	中野						
			杉村 基 (エクステンション委員会委員長)	キング			ウィル			
			小川 晶子 (家族会員・ライオンズカード推進委員会委員長)	ウィル						

分科会	委員長		副委員長		顧問	
指導力育成/ 青年アカデミー	瀬尾 正弘 (地区GLT コーディネー ター)	板橋西	和知 鋭二郎 (4R-1Z・ZC)	センチュリー	中村 保彦 (元地区ガバナー) 渡辺 豊隆 (元地区ガバナー) 石田 健 (5R・RC)	上野東 紀尾井町 江戸川東
			藤井 良一 (4R-2Z・ZC)	江東南		
			溝渕 利幸 (4R-3Z・ZC)	白門		
			木島 庄市 (指導力育成委員会委員長)	城東		
			戸部 研一 (青年アカデミー委員会委員長)	数寄屋橋		
広報/ IT合理化 事務局緊急対応	中山 道則 (12R・RC)	町田 クレイン	宮澤 千昭 (12R-1Z・ZC)	調布	中島 洋吉 (元地区ガバナー) 飯田 善彦 (元地区ガバナー)	柳橋 荒川
			吉松 欽也 (12R-2Z・ZC)	町田		
			柴田 誠 (広報委員会委員長)	新都心		
			向井 忠義 (IT合理化・事務局緊急対応委員会委員長)	三鷹		
アクティビティI (LCIF、国際協調、 国際大会参加)	西村 茂行 (9R・RC)	目黒	三宅 泰雄 (3R-1Z・ZC)	浜松町	宇田川 雄弘 (元地区ガバナー) 塩田 勇昭 (元地区ガバナー) 菅原 雅雄 (元地区ガバナー) 奥山 慎 (8R・RC)	練馬 巣鴨 堀留 駒込
			李 完植 (3R-2Z・ZC)	王仁		
			田中 隆三 (3R-3Z・ZC)	赤坂		
			伊東 亨 (8R-1Z・ZC)	豊島		
			野口 正二郎 (8R-2Z・ZC)	文京		
			西野 実 (9R-1Z・ZC)	蒲田		
			林田 喜久子 (9R-2Z・ZC)	GAIA		
			小堀 光由 (LCIF委員会委員長)	芝		
			今井 文彦 (国際協調委員会委員長)	巣鴨		
			下川 浩 (国際大会参加委員会委員長)	大森		

分科会	委員長		副委員長		顧問	
アクティビティⅡ (環境保全、 緊急アラート)	内田 照男 (7R・RC)	志村	小島 正義 (7R-1Z・ZC)	荒川西	今井 三和 (元地区ガバナー)	京橋
			浦野 久雄 (7R-2Z・ZC)	板橋西		
			泉田 恒夫 (7R-3Z・ZC)	練馬西	見上 良也 (元地区ガバナー)	愛宕山
			森本 憲治 (環境保全委員会委員長)	八王子高尾		
			宮本 慶文 (緊急アラート委員会委員長)	荒川西		
アクティビティⅢ (青少年・レオ・ライオンズ クエスト、薬物乱用防止、Y E、オリンピック・パラリン ピック招致支援)	中江 勁 (10R・RC)	代々木	赤池 元夫 (5R-1Z・ZC)	亀有	森山 勇 (元地区ガバナー)	立川
			桐井 義則 (5R-2Z・ZC)	江戸川東		
			橋本 初雄 (5R-3Z・ZC)	足立中央	小坂 哲瑯 (元地区ガバナー)	日比谷
			青木 秀壽 (10R-1Z・ZC)	渋谷		
			進藤 義夫 (10R-2Z・ZC)	世田谷		
			中村 善子 (10R-3Z・ZC)	成城	富田 純明 (元地区ガバナー)	目黒
			蓮沼 建治 (青少年・レオ・ライオンズクエスト委員会委員長)	江戸川南		
			柳屋 隆 (薬物乱用防止委員会委員長)	渋谷	橘 薫 (3R・RC)	麴町
			青木 秀茂 (YE委員会委員長)	吉祥寺		
			池田 和司 (オリンピック・パラリンピック招致支援委員会委員長)	桜門		
アクティビティⅣ (献眼・献腎・臓器移植、献 血・骨髄移植、 社会福祉・障がい者支援)	北條 章宏 (6R・RC)	上野	飯間 秀男 (6R-1Z・ZC)	浅草	池崎 道男 (元地区ガバナー)	東京
			藁谷 和家 (6R-2Z・ZC)	鶯谷		
			逸見 正樹 (11R-1Z・ZC)	新都心	岡野 忠生 (元地区ガバナー)	日本橋
			内藤 千秋 (11R-2Z・ZC)	高井戸		
			永井 聡 (11R-3Z・ZC)	新宿御苑		
			大島 一夫 (献眼・献腎・臓器移植委員会委員長)	上野	山岡 祥宏 (11R・RC)	新都心
			島田 益吉 (献血・骨髄移植委員会委員長)	さぎそう		
			野々 晴久 (社会福祉・障がい者支援委員会委員長)	玉川		

※クラブから代議員登録をされない場合は、「代議員ホスト」として分科会にご出席いただきますので、代議員ホストのご登録をお願いいたします
 ※当日は代議員ホスト受付を設置いたします。

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
クラブ会長・幹事各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
 第59回年次大会
 大会会長/地区ガバナー

阿久津 隆 文

大会委員長/元国際理事

L山 浦 晟 暉

330-A地区第59回年次大会・代議員会提出議案
2013～2014年度330-A地区アクティビティ・スローガン募集
各クラブ『物故会員』連絡のお願い

本年度の地区年次大会（4月20日・土）における代議員会において、審議される議案の提出と次年度の地区アクティビティ・スローガンの募集ならびに各クラブ『物故会員』の報告を下記の要領で行いますのでご提出ください。

〔A〕代議員会・提出議案関係

- (1) 議案提出締切日：2013年2月22日（金）キャビネット事務局必着のこと。
- (2) 提出をいただいた議案は、「年次大会議事規則」に基づき、キャビネットで年次大会に相応しいものを検討整理し、それぞれの「分科会」に提案致します。
- (3) 内容が同種類の議案は、整理統合いたします。
- (4) 議案によっては、地区からの回答形式とする場合もあります。
- (5) 提出議案の内容については、年次大会に相応しいものを提出してください。
- (6) 提案クラブは別紙用紙に記入の上、必ず提案理由説明者の代議員氏名を明記してください。
- (7) 提案に必要な資料のある場合は、添付提出してください。
- (8) 提出議案は、すべて規定の用紙を使用したものに限ります。
- (9) 下記の表を参照して提出分科会を決めてください。

330-A地区委員会・分科会構成	
委員 会	①資格審査委員会 ②議事運営委員会 ③地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー指名・選挙委員会 ④決議委員会（決議委員会統括委員会）
分 科 会	ア. 政策・中長期計画/会則・会員・組織連携/法人化検討推進分科会 イ. 経理分科会 ウ. 会員増強/クラブサクセス/エクステンション/家族会員・ライオンズカード分科会 エ. 指導力育成/青年アカデミー分科会 オ. 広報/IT合理化・事務局緊急対応分科会 カ. アクティビティⅠ分科会（LCIF、国際協調、国際大会参加） キ. アクティビティⅡ分科会（環境保全、緊急アラート） ク. アクティビティⅢ分科会 （青少年・レオ・ライオンズゲスト、薬物乱用防止、YE、オリンピック・パラリンピック招致支援） ケ. アクティビティⅣ分科会 （献眼・献腎・臓器移植、献血・骨髄移植、社会福祉・障がい者支援）

〔B〕 アクティビティ・スローガン関係

- (イ) スローガンは、提案理由を記入してください。
- (ロ) スローガンは、クラブ選択のうえ、提出される場合でも1クラブ1案件とさせていただきます。
- (ハ) アクティビティ・スローガンの提出締切日は、
2013年2月22日(金) キャビネット事務局必着です。

〔C〕 各クラブ『物故会員』連絡関係

4月20日(土)に開催の330-A地区第59回年次大会において、地区内の物故会員名を報告致しますので、下記により別紙用紙でご連絡ください。
なお、該当しない場合も「無し」とご記入の上ご返信ください。

- 〔1〕 対象期間 : 2012年2月1日～2013年1月31日
- 〔2〕 締切期限 : 2013年2月22日(金)
- 〔3〕 提出先 : 330-A地区キャビネット事務局



2012年11月14日

各地区ガバナー 殿

2012-2013 年度複合地区
ガバナー協議会議長連絡会議
世話人 杉 浦 均

ハリケーン・サンディ災害支援協力依頼の件

前略

11月早々に北米を急襲し、広範囲に甚大な被害をもたらした「ハリケーン・サンディ」(Superstorm Sandy)については、本日開催の第4回議長連絡会議において、日本の会員一人当たり200円を目安に支援協力することに全議長の意見が一致しました。

つきましては、貴地区内で一人200円を目安に協力をお願いしていただき、複合地区宛にお送りください。2013年1月末までに各複合地区からライオンズクラブ国際財団に一括送金します。

先日行われた第51回 OSEAL フォーラム(福岡)に於いても、タム LCIF 理事長やマデン国際会長からも支援協力を呼び掛けられています。ご協力のほど重ねてお願いいたします。

早々

写：各複合地区協議会議長